

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に係る調査

埼玉県保健医療部医療整備課

国は在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業について、平成30年度第二次補正予算に盛り込み、長期停電時においても在宅療養患者の使用する人工呼吸器を稼働できるよう、患者に貸し出すための簡易自家発電装置等の整備費用の一部を支援することとしています。

そこで、埼玉県では、各医療機関において当該事業を利用して簡易自家発電装置等を整備する意向があるかどうか調査することといたしました。

つきましては、訪問診療が必要な人工呼吸器使用者を診療しており、かつ、標記事業を活用して停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を平成31年度中に整備する希望がある場合には、次の内容を確認の上、提出期限までに設備整備事業概要を提出して下さるようお願い申し上げます。

1 事業概要

国は在宅で療養している患者（訪問診療を受けている者）が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備するための経費の一部を支援することとしています。

2 調査対象事業者

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関

3 国の補助対象等

(1) 補助対象経費

停電時に備えて人工呼吸器使用患者に貸し出すための簡易自家発電装置等（ガソリンやガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリー）の購入経費

※ 簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは補助の対象となりません。

(2) 基準額

1台当たり212千円

(3) 補助率

1/2以内（限度額 1台当たり106千円）

4 提出方法

県のホームページで提出様式（設備整備事業概要）をダウンロードし、必要事項を記載の上、提出先に電子メールで提出してください。

なお、電子メール送信の件名は「在宅人工呼吸器整備調査（医療機関名）」としてください。

※ 設備整備事業概要は Excel ファイルのまま（PDF 変換等をしない）で提出してください。

※ 簡易自家発電装置等を整備する意向がない医療機関は、提出不要です。

※ 県ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku-hojo/zaitaku-hojo.html>

「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」

5 提出期限

平成31年3月25日（月）【必着】

6 提出先

埼玉県保健医療部医療整備課 在宅医療推進担当

E-mail: a3530-08@pref.saitama.lg.jp

7 留意事項

- (1) 今回の調査はあくまでも意向調査であり、必ずしも国の補助金が交付されるわけではありません。
- (2) 補助対象となる事業は、平成31年度中（2020年3月末まで）に契約と納品が行われるものに限りです。

《提出先及び問い合わせ先》

埼玉県保健医療部医療整備課

在宅医療推進担当 小暮、新井、荻野

電話：048-830-3545（直通）

E-mail: a3530-08@pref.saitama.lg.jp